

天然トラフグ「福とら」観光誘客プロモーション事業業務委託仕様書

1. 委託業務名

天然トラフグ「福とら」観光誘客プロモーション事業業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

3. 委託料

13,860,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 委託業務の内容

（1）宿泊施設の宿泊者受入体制整備

ア.トラフグ提供宿泊施設のみならず、相馬市内の各宿泊施設と連携し、「福とら」をメイン商材とした本市来訪のきっかけとなる魅力的な宿泊プランの造成を支援すること。

イ.市内宿泊施設や飲食店、及び関係団体と連携の上、本事業を実施すること。

ウ.事業期間中に宿泊事業者向けのアンケートを実施し、本事業の効果測定及び報告をすること。

（2）福とらのイメージの醸成等

ア.令和6年度に実施した本市の同事業（オブジェ制作等）における「福とら」のイメージをさらに醸成する施策を具体的に独自提案すること。

イ.通年での相馬市の観光プロモーションにつながるような「福とら」以外の海産物を活用した施策も提案すること。

ウ.施策の具体的なイメージを提案書に記載すること。

エ.提案内容の実施にあたっては、委託者と別途協議の上、決定するものとする。

（3）モニターツアーの実施

ア.本事業のターゲットを意識した上で、本市の魅力あるコンテンツを組み合わせた県外一般旅行者向けのモニターツアーを1回以上実施し、より多くの参加者を集めること。また、参加者に、一部外国人も含めること。

イ.ツアーの日程、参加者数はモニターツアーの目的・内容に応じて提案すること。

ウ.モニターツアーの全行程中で添乗員及びガイドを設置すること。

エ.今後の観光コンテンツ造成や旅行商品造成へ向けた参考とするため参加者へアンケートを実施し、集計・分析すること

オ.モニターツアー実施に係る経費は、本委託料に含めることとする。なお、ツアー参加者から参加料の徴収を行うことは可とするが、参加者の負担感が増し参加が避けられることのないよう留意の上で料金設定をすること。

キ.モニターツアー運行に関する業務については、旅行業法を遵守すること。

(4) 「福とら」をメイン商材とした本市来訪のきっかけとなる有効な広告媒体の提案
ア.ターゲットは福島県・隣接県（宮城県・山形県）ほか首都圏とする。

イ.ターゲットを踏まえた有効な媒体提案をすること。

ウ.媒体の選定は、委託者との協議の上、決定すること。

(5) デジタル広告の実施

ア.ターゲットは福島県・隣接県（宮城県・山形県）ほか首都圏とする

イ.ターゲットを踏まえたデジタル広告の種類とKPIを提案すること

ウ.デジタル広告媒体の選定は委託者との協議を経て決定する

(6) 特設WEBサイトの制作と運用

ア.「福とら」を紹介し、本市での宿泊予約に繋がることを目的とした特設WEBサイトを制作し、宿泊施設を容易に予約ができるオンライン宿泊予約サイトと連携して、宿泊プランを掲載すること。

イ.特設WEBサイトのターゲットは旅を積極的に探す情報感度の高い30代から40代の家族及び時間的・金銭的に余裕があると想定される60代から70代を意識した構成とする。ターゲットの居住地は、関東及び南東北エリアとすること。

ウ.特設WEBサイトの想定ビュー数を提案すること。

エ.特設WEBサイトは日本語表示に加えて、英語・繁体字の表示を行うこと。

オ.特設 WEB サイトの展開期間は、来訪者が多い時期や「福とら」の旬の時期にあわせて、令和 7 年 7 月頃から令和 8 年 1 月頃までとする。

カ.特設ページに使用する写真素材の撮影や収集も本業務に含むものとする。宿泊割引クーポンなどの割引原資のための経費は本事業の対象外とする。

(7) 効果測定及び報告

ア.特設ページ及び誘導広告に関する各種データを収集し、今後の「福とら」認知拡大および市内宿泊者数の増加につながる分析を行うこと。

イ.特設ページ閲覧者へのアンケート調査の実施により、本業務が「福とら」の認知や関心などの向上へ与えた影響について分析すること。なお、サンプル数を明示して提案すること。

ウ.効果測定の結果として、誘客ターゲットの明確化やプロモーションの最適化等、今後の情報発信施策に資する提案を行うこと。

(8) その他

ア.事業費の内訳について、プロモーションに係る費用（広告宣伝、ホームページ運用、キャンペーン等）に係る費用は全体費用の 40%以上 50%未満の比率とすること。

イ.紙媒体での PR 経費（チラシ、ポスター等）は必要最小限にすること。

5. 契約に係る提出書類

- (1) 着手届
- (2) 業務主任者届
- (3) 工程表
- (4) 実績報告書
- (5) 完了届
- (6) その他、業務に関し必要と考えられる資料

6. その他事項

- (1) 受託者は、関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

- (3) 受託者が当該業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に準じて、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務において、この仕様書に定めがない事項等については、委託者と受託者において別途協議の上、対応するものとする。